

令和 5 年 5 月 11 日 開会

令和 5 年 5 月 11 日 閉会

令和 5 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和5年5月三宅町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	3
第 1 号 (5月11日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議員・理事者自己紹介	8
町長挨拶	8
臨時議長の紹介	9
開会の宣告	9
議事日程の報告	10
仮議席の指定	10
選挙第1号 議長の選挙	10
議席の指定	15
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
選挙第2号 副議長の選挙	15
選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任	17
選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任	18
各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告	19
選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	19
選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙	20
選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	21
選挙第6号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙	21
選挙第7号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙	22
議案第28号及び第29号、承認第2号～承認第4号、報告第1号及び	

第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
同意第13号の上程、説明、採決	29
同意第14号の上程、説明、質疑、採決	29
町長挨拶	31
閉会の宣告	32
署名議員	33

三宅町告示第58号

令和5年5月三宅町議会第1回臨時会を
次のとおり招集する

令和5年4月24日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和5年5月11日 木曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 三宅町議会常任委員会委員の選任
 - (4) 三宅町議会運営委員会委員の選任
 - (5) 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
 - (6) 国保中央病院組合議会議員の選挙

- (7) 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙
- (8) 奈良県広域消防組合議会議員の選挙
- (9) 磯城郡水道企業団議会議員の選挙
- (10) 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- (11) 和解及び損害賠償金の額を定めることについて
- (12) 令和4年度三宅町一般会計第12回補正予算の専決処分の承認について
- (13) 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- (14) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- (15) 令和5年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の報告について
- (16) 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告について
- (17) 三宅町監査委員の選任について
- (18) 三宅町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について

令和5年5月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

令和5年5月11日木曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	5月11日 木曜日	午前10時00分	臨時会開会

令和5年5月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 令和5年5月11日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

辰 巳 光 則	瀬 角 清 司	梅 本 睦 男
久 保 憲 史	川 鰭 実希子	松 本 健
渡 辺 哲 久	森 内 哲 也	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田 中 修 三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	梅 本 睦 男	2 番 議 員	久 保 憲 史
---------	---------	---------	---------

令和5年5月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

令和5年 5月11日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 仮議席の指定 |
| 日程第2 | 選挙第1号 議長選挙 |
| 日程第3 | 議席の指定 |
| 日程第4 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第5 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第6 | 選挙第2号 副議長の選挙 |
| 日程第7 | 選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任 |
| 日程第8 | 選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任 |
| 日程第9 | 選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙 |
| 日程第10 | 選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙 |
| 日程第11 | 選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙 |
| 日程第12 | 選挙第6号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙 |
| 日程第13 | 選挙第7号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙 |
| 日程第14 | 議案第28号 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第29号 和解及び損害賠償金の額を定めることについて |
| 日程第16 | 承認第2号 令和4年度三宅町一般会計第12回補正予算の専決処分の承認について |
| 日程第17 | 承認第3号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第18 | 承認第4号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第19 | 報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の報告について |
| 日程第20 | 報告第2号 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告について |

て

日程第21 同意第13号 三宅町監査委員の選任について

日程第22 同意第14号 三宅町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について

◎議員・理事者自己紹介

○議会事務局長（田中修三君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、議員の方々に自己紹介をお願いしたいと思います。

1 番、梅本議員より順次お願いいたします。

○1 番（梅本睦男君） 伴堂選出で初めて、今年で1 年目です。よろしくお願いいたします。

○2 番（久保憲史君） 2 番、久保です。よろしくお願いいたします。

○3 番（川鰭実希子君） 川鰭と申します。よろしくお願いいたします。

○4 番（瀬角清司君） 4 番議員の瀬角です。よろしくお願いいたします。

○5 番（松本 健君） 松本 健です。住まいは三河です。よろしくお願いいたします。

○6 番（渡辺哲久君） 渡辺哲久です。上但馬です。よろしくお願い致します。

○7 番（森内哲也君） 森内哲也と申します。伴堂二丁目でございます。よろしくお願いいたします。

○8 番（辰巳光則君） 3 期目の辰巳です。よろしくお願いいたします。

○9 番（池田年夫君） 東屏風の池田といいます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（田中修三君） 続きまして、理事者の方、自己紹介をよろしくお願いいたします。

……（録音漏れ）……

◎町長挨拶

○議会事務局長（田中修三君） 次に、森田町長より挨拶をいただきます。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和5 年5 月三宅町議会第1 回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

まず初めに、去る4 月23 日に執行された三宅町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の厚い信託を受けられ、ご当選の栄を得られましたことを心からお祝い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、思いを新たに本議会に臨まれていることと存じます。これからも、町政発展のためにますますご活躍されますことを心から祈

念申し上げる次第でございます。

さて、先月27日、国では新型コロナウイルス感染症に対し、全国で入院患者の受入れ体制が整えられたことや現在の感染状況などを踏まえ、今月8日より、感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同様の5類感染症相当に移行する方針が正式決定されました。これにより、国民の行動制限はなくなり、受診できる医療機関も幅広い対応ができるよう移行されることとなり、感染症防止と社会・経済活動とを両立させた日常生活が目指されております。

本町といたしましても、引き続き、基本的な感染防止策を推奨するとともに、長引くコロナ禍で落ち込んだ社会・経済活動の回復に向けた施策を展開し、物価高騰の影響を直接受けることとなる町民の皆様に対し、必要な支援を実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提出をしております案件でございますが、議案2件、専決処分事項の承認3件と報告2件、人事の同意案件2件の重要案件でございます。

議員皆様方におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（田中修三君）　ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長の議員は池田年夫議員でありますので、ご紹介申し上げます。

池田議員は議長席にご着席をお願いいたします。

（年長の議員議長席に着く）

○臨時議長（池田年夫君）　ただいま紹介されました池田年夫です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（池田年夫君）　ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しておりますので、よって、ただいまから令和5年5月三宅町議会第1回臨時会を開会いたします。

(午前10時05分)

◎議事日程の報告

○臨時議長（池田年夫君） 本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（池田年夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（池田年夫君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（池田年夫君） これから議長の選挙を行うに当たり、立候補者の所信表明のため発言を許可します。

なお、立候補者が複数の場合は、仮議席番号順に発言をお願いいたします。

どなたか立候補される方はありませんか。

森内議員。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、議長立候補のための所信演説ということでさせていただきます。

まず初めに、既にそれぞれの議員さんが、心の中でこの人と決めた方がおられるように思いますけれども、やはりオープンでない場で決めて、実際のこういったオープンな席ではしゃんしゃんと終わるといようなことでは、本会議を開く意味があまりないのではないかと、我々議員の存在価値も低くなるのではないかと考えております。

我々、住民の代表として選ばれておりますので、どういう考えを持っている人物が、どういう意見を出して、どういう議論を経て決まった、決めたということを住民さんに分かるよ

うにするというのが、非常に大事なことだと思っております。一部のメンバーだけで知らないうちに決めて、結果を住民さんに知らせるというような姿勢ではいけないと考えております。ですので、議員の皆様も今回の議長候補の所信演説を聞いて、我々の議会のリーダーに誰を選ぶかという判断をしていただけたらと強く思っております。

前置きはおきまして、それでは、私、述べさせていただきます。

まず、目指したい議会、簡単な言葉で言うと、住民さんに近い三宅町議会を目指したいということになります。

そのために、じゃ、何するのという話なんですけれども、基本的に町の様子を伝えて、それに対して意見をもらう、これの繰り返しだと考えております。

議会の使命は2つ挙げられると、議員必携に書かれています。たった2つなんですけれども、すごく責任が重いようなことが書かれています。

1つは、役場で行われている仕事が全て法律で決められているとおりか、不公平がないか、効率が悪くないか、独断、独りよがりでないか、そんなチェックをし、監視することと書かれています。議員必携のほうはもうちょっと硬い言葉で書かれています。執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法・適正に、しかも、公正・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することなんて書かれております。チェックすることですね、簡単に言えば。100人ほどおられる役場の職員さんの仕事を我々議員で監視するという話かなと思っております。

私は、逆に議員9人できっちりチェックできているのかなという不安になったりもします。チェックの度合いを上げるには、自分たちの仕事はやはり見られているよというような状況をつくるのが非常に大事だと思っております。そうしないと、チェック能力は高まっていかないと考えております。ですので、先ほども訴えたとおり、町の様子を伝えて、それに対して意見をもらうということをしていかないといけないと思っております。

もう1つの議会の使命ということですが、これも難しい言葉で、地方公共団体の具体的な政策を最終的に決定することと書かれております。言い換えますと、三宅町の具体的な政策は、最終的に議会が決定しているよというようなことになると思います。町長のほうから出される政策に対してオーケーという形で決定する。これ以外にも、議会のほうから政策を出すことで町の政策を決定する、そういうこともできたり、こんなふうに書かれております。

どちらにしても、町の現状がこうなっていると住民さんに伝えて、それに対してどう思う

か意見をもらっていないと、いい政策というのはできないのかなと思っています。ですので、私は愚直に町の様子を伝えて、それに対して意見をもらうということで、三宅町の歴史始まって以来の住民さんと近い三宅町議会を目指したいと考えております。

特に直近の課題としては大和平野プロジェクト、つまり三宅町に大学をつくるという話です。新しい山下知事に替わって早速、予算執行一旦停止、命じられておりました。実際には、事業の停止というのは、ヒアリングをしてからというようなことを言われておりましたけれども、反対の理由というのは、知事が言われていたことをちょっと引用します。大和平野プロジェクトについては、予算の執行一旦停止を命じた。すぐに首長と話をしないといけないこんなことをおっしゃってました。県立工科大学は必要ない。少子化の中で既存の大学でさえ学生不足。工科系の大学は現在も奈良にある。今の地域は立地が悪い。学生は大阪に出る。奈良県立大学でさえ県内の学生数が少ない。現在は都心部に学生が集まるので、あえて奈良県につくる意味はあるのかというような疑問を呈しておりました。

でも、ちょっと違うと考えております。都会に行きたいというような学生を奈良、ここに集めるんでしたか、あるいは、もう近場で学生、就学したいというようなことを集めるんでしたっけ、疑問が出てきます。スタートアップという視点が抜けていると感じております。

一方、山下知事はこういったことも言っておられました。県と市町村との関係は政策ベースと。政策がよいものはよい、悪いものは悪いとして、よいものはよい、そして県は応援すると言っております。

ですので、山下知事に単純に考え直せと言っても駄目だと思っています。政策として話をしていないといけないと考えておりますので、三宅町としては、こういう大学が来て、こういう町づくりをしたいということを、住民さん、地元の土地を売った人もそうですし、地元の人にも意見を聞きながら、政策として伝えていかないといけないのかなと思っておりますので、私が議長という議会のリーダーということになれば、住民さんに町の様子を伝えて、それに対して意見をもらうという当たり前のことを繰り返して、住民さんと近い三宅町議会を目指したい、そう思っております。

以上です。

○臨時議長（池田年夫君） 続いて、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 改めまして、おはようございます。

私が初当選しましてから2期8年が過ぎました。この8年を振り返りますと、地方議会もかなりさま変わりしてきたように感じます。

三宅町議会でも、委員会の傍聴や議会の動画公開など、より開かれた議会になってきているのかなと感じます。今後もその議会改革の流れを止めることなく、進めていきたいと思っております。それと同時に、時代の変化とともに、議長、副議長の役割も大変変わってきたと感じていました。国や県への働きかけ、近隣市町村への交流等、多岐にわたります。

この８年間で培ってきた経験を生かし、三宅町民の利益になるよう最大限に努力いたしますとともに、さきの知事選挙で新知事になられたことで、次の４年は大きな変化が考えられます。議長として、三宅町にとって大変重要な大学誘致を実現できるよう、全身全霊で進めてまいります。

重ねて、議員の前に一人の人間として、コンプライアンスを重視し、住民の皆さんの模範になるような行動にも心がけますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、所信表明といたします。

○９番（池田年夫君） 私自身も議長に立候補したいと思います。

私も今度６期目ということになります。これでもう議員としても終わりかなという気もするんですけども、健康が許せば続けたいと思いますけれども、議長をさせていただいて、開かれた議会として、住民に身近な議会を目指していきたいということで、できれば議会の広報紙なんかを出して、住民に身近なものに議会をしていきたいなど、そういうことを目指していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（池田年夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○臨時議長（池田年夫君） 以上で立候補者の所信表明を終わります。

念のため申し上げます。

ただいま実施いたしました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補者の所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人を有しているものでございますので、ご承知をお願いいたします。

ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は９名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人には、１番、梅本睦男議員及び２番、久保憲史議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長（池田年夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（池田年夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○臨時議長（池田年夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番、梅本議員並びに久保議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（池田年夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、森内議員 1 票、続いて辰巳議員 5 票、続いて池田 3 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、辰巳議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（池田年夫君） ただいま議長に当選された辰巳君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

辰巳議員より、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

辰巳議員。

○議長（辰巳光則君） 皆さん、改めまして。

先ほどの所信表明にもありましたが、2年議長をやらせてもらっておりまして、自分なりに全力でやってきたつもりでございました。次の2年間も、とにかく町のために全身全霊を込めてやってまいりたいと思いますので、議会運営にご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（池田年夫君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお願いいたします。

（議長交代）

◎議席の指定

○議長（辰巳光則君） それでは、始めさせていただきたいと思います。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番、梅本睦男君及び2番、久保憲史君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第5、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしますか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(辰巳光則君) これから副議長の選挙を行います。

立候補される方の挙手をお願いします。

(立候補者挙手)

○議長(辰巳光則君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 以上で立候補者の表明を終わります。

念のため申し上げます。

ただいま実施いたしました副議長立候補者の表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人を有しているものでございますので、ご承知をお願いいたします。

ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、川
鰭実希子議員及び4番、瀬角清司議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(辰巳光則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(辰巳光則君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（辰巳光則君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番、川緒実希子議員及び4番、瀬角清司議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（辰巳光則君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、森内議員1票、池田議員2票、瀬角議員6票。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、瀬角清司君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（辰巳光則君） ただいま副議長に当選された瀬角清司君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

瀬角清司君より、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

瀬角清司君。

○副議長（瀬角清司君） ただいま次回に引き続き三宅町議会副議長に選出、ご同意していただきました三宅町議会議員の瀬角清司でございます。

町議会の副議長という大役を仰せつかり、大変身の引き締まる思いでございます。

今後も町政発展のため全力を挙げて職務に取り組む所存でございますので、どうぞ皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ご同意のほど、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長（辰巳光則君） 日程第7、選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任を行います。
お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条の規定により、総務建設常任委員会及び福祉文教常任委員会の委員の定数は9名となっており、議員全員を議長において選任することに決定しました。

総務建設常任委員会委員に梅本睦男君、久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則、池田年夫君を選任いたします。

福祉文教常任委員会委員に梅本睦男君、久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則、池田年夫君を選任いたします。

◎選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長（辰巳光則君） 日程第8、選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長において選任することに決定しました。

議会運営委員会委員に梅本睦男君、久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則、池田年夫君を選任いたします。

なお、議長はオブザーバーになりますのでご了承願います。

ここで一旦、暫時休憩いたします。

休憩中に各委員会において、委員長、副委員長の互選を行ってください。

では、暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解いて再開いたしたいと思います。

(午前10時45分)

◎各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告

○議長（辰巳光則君） 休憩中に各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされましたので、報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に森内哲也君、副委員長に梅本睦男君。

福祉文教常任委員会委員長に川鰭実希子君、副委員長に渡辺哲久君。

議会運営委員会委員長に池田年夫君、副委員長に松本 健君。

以上、報告いたします。

◎選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第9、選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に辰巳光則、瀬角清司君、川鰭実希子君、渡辺哲久君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君、川鰭実希子君、渡辺哲久君を川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君、川緒実希子君、渡辺哲久君が川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則、瀬角清司君、川緒実希子君、渡辺哲久君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第10、選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

国保中央病院組合議会議員に辰巳光則、瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則、瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第11、選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬角清司君が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎選挙第6号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第12、選挙第6号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

奈良県広域消防組合議会議員に辰巳光則を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳光則を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎選挙第7号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙

○議長（辰巳光則君） 日程第13、選挙第7号 磯城郡水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

森内議員。

○7番（森内哲也君） 渡辺さんがされていたと思います、引き続き、そのほうが、経緯とか分かるので、継続されたほうがいいというようなご意見があれば、ご本人から伺えたらどう

かな、替わって大丈夫かなという心配があります。

○議長（辰巳光則君） 渡辺さん、何かご意見があれば。

○6番（渡辺哲久君） 引継ぎとか、協議とか、そういうことを丁寧にさせていただきますので、その人事で大丈夫です。

○議長（辰巳光則君） 多分よそも選挙があるところもありますんで、ちょっとメンバーが多少替わるかなということなんで、ご本人がこう言われていますので、はい。

それでは、異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

磯城郡水道企業団議会議員に辰巳光則、瀬角清司君、森内哲也君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君、森内哲也君を磯城郡水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則、瀬角清司君、森内哲也君が磯城郡水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則、瀬角清司君、森内哲也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎議案第28号及び第29号、承認第2号～承認第4号、報告第1号及び第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第14、議案第28号 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第20、報告第2号 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告についてまでの議案2件、承認3件、報告2件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年5月三宅町議会第1回臨時会に提出をいたしました議案2件、承認3件、報告2件についてご説明申し上げます。

まず初めに、議案第28号 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算については、昨年度の三宅町タウンミーティングのチラシにおいて使用した、インターネット上からダウンロードした一部の画像が、後日、事前の許可なく無断で使用したものであることが判明し、著作権侵害に当たることから、本イラストの著作権の一括管理者との和解策として損害賠償金を支払うため、補正予算を計上するものでございます。

まず、歳出よりご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目4企画費では、補償補填賠償費28万6,000円を増額、また、款14予備費、項1予備費、目1予備費では、本予算の財源調整のため12万1,000円を増額を行うものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

8、9ページにお戻りください。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、和解に係る損害賠償金及び相談弁護士への費用における財源を賄うため、全国町村会総合賠償保険金を総務関係雑入として40万7,000円を増額を行うものでございます。

したがって、今回の補正予算の規模は、歳入歳出にそれぞれ40万7,000円を増額し、予算総額を42億6,074万2,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第29号 和解及び損害賠償金の額を定めることについては、議案28号の事由により、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、有限会社ワーハ、代表取締役、田戸岡豊、和解の内容については、本町が解決金として28万6,000円の支払い義務を認め、相手方は、本町に対し解決金以外の請求を放棄し、第三者に口外しないことなどでございます。

続きましては、専決処分に伴う承認2件についてご説明申し上げます。

承認第2号 令和4年度三宅町一般会計第12回補正予算の専決処分の承認については、児童虐待・DV対策等総合支援事業において、令和5年度の国庫補助金の一部を返還する必要があり、緊急に予算措置をする必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

歳出のみの補正となります。

6ページ、7ページをご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、国庫補助金の返還金13万2,000円の増額を、また、款14予備費、項1予備費、目1予備費では、13万2,000円の減額を行うものでございます。

なお、本補正予算は、予備費を財源として調整したため、予算総額43億7,845万8,000円に変わりはありません。

次に、承認第3号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日付にて交付され、令和5年4月1日付にて施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、町民税、法人町民税、たばこ税の関係箇所の地方税法施行規則様式の新設に伴う改正、肉用牛の売却による町民税の課税特例の期限延長、大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に関する規定の新設に合わせた改正等、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除と種別割のグリーン化特例の期限延長となります。

次に、承認第4号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、先ほどの承認第3号と同様、地方税法関連の法律等の一部改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金分が20万円から22万円に引上げ、また、国民健康保険税の軽減判定基準となる所得額については、5割軽減においては28万5,000円から29万円に、2割軽減においては52万円から53万5,000円に引き上げるものとなります。

続きまして、専決処分の報告、2点についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の報告については、今

年度、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業を改めて行うこととなり、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入よりご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金22万7,000円の増額を行うものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,700万7,000円の増額を、また、同款、項2国庫補助金、目3衛生補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,388万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、歳出のご説明を行います。

10ページ、11ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、職員人件費として256万4,000円、集団接種に係る医師及び看護師等の報償費として1,355万円、その他委託料2,550万9,000円、その他、事業に係る事務経費を合わせて、総額5,040万1,000円の増額を行うものでございます。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、本補正予算の財源調整のため、71万8,000円の増額を行うものでございます。

したがいまして、本補正予算の規模は、当初予算総額42億300万円に対し、歳入歳出にそれぞれ5,111万9,000円を増額し、予算総額を42億5,411万9,000円とする補正予算を専決処分したものでございます。

続きまして、報告第2号 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告については、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費について緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年4月20日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入よりご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金621万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項1児童福祉費、目1児童福祉総務費では、給付金事業に係る職員人件費として20万円、給付金として補助金550万円、その他の事務事業に係る経費合わせ、総額621万6,000円の増額を行うものでございます。

したがいまして、本補正予算の規模は、第1回補正予算後の42億5,411万9,000円に対し、歳入歳出にそれぞれ621万6,000円を増額し、予算総額を42億6,033万5,000円とする補正予算を専決処分したものでございます。

以上が本臨時会に提出いたしました議案2件、承認3件、報告2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、日程第14、議案第28号 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第20、報告第2号 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告についてまでの議案2件、承認3件、報告2件の総括質疑はありませんでしたので、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第14、議案第28号 令和5年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第15、議案第29号 和解及び損害賠償金の額を定めることについてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第16、承認第2号 令和4年度三宅町一般会計第12回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第17、承認第3号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第18、承認第4号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第19、報告第1号 令和5年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の報告についてより、日程第20、報告第2号 令和5年度三宅町一般会計第2回補正予算の専決処分の報告についてまでの報告2件は、地方自治法第180条第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第13号の上程、説明、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第21、同意第13号 三宅町監査委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第13号 三宅町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから1名の監査委員を選任すべく議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字伴堂399番地の1 シェルマンⅡ102号、久保憲史、昭和39年8月14日生まれであり、新任でございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決したいと思います。

地方自治法第117条の規定によって、久保憲史君の退場を求めます。

（久保議員退場）

○議長（辰巳光則君） この採決は起立で行います。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

久保憲史議員に議場に戻っていただきます。

（久保議員入場）

◎同意第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第22、同意第14号 三宅町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第14号 三宅町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については、令和5年3月6日をもって議員1名が辞任したため委員の職に欠員が生じ、地方税法第423条第4項の規定に基づく補欠委員を選任する必要があることから、新たに委員を選任すべく、地方自治法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字但馬478番地、西岡維佐子、昭和29年4月17日生まれであり、新任でございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

西岡委員、入場願います。

（西岡委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま本会議において、新たに固定資産評価審査委員会補欠委員に同意されましたので、ここで西岡委員の挨拶を受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○固定資産評価審査委員（西岡維佐子君） ただいま固定資産評価審査委員会委員の選任同意をいただきました西岡維佐子です。

このような行政に関する委員という職務は初めてのことであります。行政経験を生かし、

微力ではございますが、皆様のご指導を賜りながら、委員としての職責を全うしてまいりたいと思っております。

関係者の方々のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ご退席ください。

（西岡委員退場）

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長よりご挨拶をお願いいたしたいと思います。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年5月三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、ご提案申しあげました各議案について慎重審議いただき、いずれもご可決賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会でも専決事項としてご報告させていただきましたが、令和5年度も改めて新型コロナウイルスワクチン接種を実施することになりました。

今月21日より、65歳以上の高齢者、基礎疾患保有者、医療従事者に向けての接種を始めるため、ただいま順次準備を進めているところであり、今までの接種と同様、スムーズに接種ができるよう万全の体制で取り組んでまいります。

そのような中、国から令和5年度分として、地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分が交付されることとなり、現在、6月補正予算での事業化に向けて協議検討しているところでございます。議員の皆様におかれましては、改めてご審議をお願いすることとなりますが、地域経済と住民生活を支援し、地方創生を図るために、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、日ごとに暖くなり、春の訪れを一層感じ取れる季節となりました。

議員皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和5年5月三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

した。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

議員各位におかれましては、ご協力いただきましてありがとうございます。

また、慎重審議賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和5年5月三宅町議会第1回臨時会は閉会いたします。

（午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨 時 議 長

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員